

旅費に関する規程

制定：平成 14 年 5 月 22 日
改正：平成 17 年 5 月 17 日
改正：平成 20 年 5 月 14 日
改正：平成 24 年 6 月 8 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公私立大学実験動物施設協議会会則第 6 章第 25 条の規定に基づき、役員会、幹事会及び各種委員会の開催に伴う出席者の旅費に関し、必要な事項を定める。

(旅費区分)

第 2 条 旅費は、次の通り区分する。

- (1) 運 賃
- (2) 宿泊費
- (3) 日 当

(運賃、宿泊費及び日当)

第 3 条 運賃及び宿泊費については、実費を支給する。なお、日当は、1 日につき 3,000 円支給する。

(規程の改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、総会の議を経て決定される。

附 則

- 1 この規程は、平成 14 年 5 月 22 日より施行する。
- 2 この規程は、平成 17 年 5 月 17 日より施行する。
- 3 この規程は、平成 20 年 5 月 14 日より施行する。
- 4 この規程は、平成 24 年 6 月 8 日より施行する。